

# 子ども手当の支給が始まります。

— 次世代を担う子どもたちの健やかな成長を —  
 児童手当にかわり4月1日から子ども手当が支給されます。

## ● 支給資格者

子ども手当を受給できる方は、原則子どもを監護し生計を同一にする父または母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し生計を維持する方となります。

## ● 支給対象となる子ども

中学校3年生以下(満15歳以後で最初の3月31日までの間)の子ども

## ● 手当の額

子ども一人につき月額1万3千円

## ● 支給について

支給月は、6月、10月、2月です。支給月の前月分までの手当を支給します。ただし、本年6月は4・5月分(2ヶ月分)の支給となり、10月以降は支給月の前4カ月分の支給となります。

※なお、児童手当を受給している方は、本年6月に平成21年度分の児童手当

(平成22年2月分と3月分)が支給されます。

## ● 手続きが必要な方

①本年度、中学2年生または3年生のお子さんを養育している方  
 ②本年度、中学1年生以下のお子さんを養育している方で、本年3月31日現在で所得超過などの理由で児童手当を受給できなかった方

## ● 手続きについて

手続きが必要な①または②に該当することが住民記録などで確認できる方には、別途お知らせしています。送付した書類をよく読んで手続きをしてください。

書類が届いていない方で、①または②に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

## 【注意】

(1)本年9月30日までに手続を完了すると、本年の4月分から支給されますが、10月1日以降に手続すると、手続した月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

(2)本年4月1日以降の出生、転入などによる子ども手当の支給開始月は、原則として手続の翌月となります。

## お問い合わせ

女性児童課

☎0824-73-1192

## 受付窓口

女性児童課

西城支所保健福祉室

東城支所保健福祉室

口和支所市民生活室

高野支所市民生活室

比和支所市民生活室

総領支所市民生活室



## 「児童手当」と「子ども手当」の違い

	児童手当(平成22年3月まで)	子ども手当(平成22年4月以降)
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校修了前まで (12歳到達後最初の3月31日まで)	中学校修了前まで (15歳到達後最初の3月31日まで)
手当月額	3歳未満/10,000円 3歳以上/第1子、第2子は5,000円、 第3子目以降は10,000円	一律13,000円